

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月26日

横浜市契約事務受任者
横浜市栄区長 松永 朋美

1 契約の概要

第51回衆議院議員総選挙における期日前投票所への人材派遣

2 履行(納品)場所

栄区役所及びイトーヨーカドー桂台店2階コミュニティプラザ

3 契約日

令和8年1月23日

4 履行日又は履行期間

令和8年1月23日から令和8年3月31日まで

5 契約金額

6,136,416円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社アーデントスタッフ

代表取締役 石井 大輔

横浜市神奈川区鶴屋町3-32-13第2安田ビル 2階

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

衆議院の解散により執行される第51回衆議院議員総選挙は、首相が解散を表明した1月19日から公示日の1月27日まで8日間しかなく、解散から選挙期日までの期間が極めて短期間であり、当該契約を競争入札に付した場合、契約手続及び派遣労働者の確保が間に合わず、期日前投票の執行に重大な支障が生じるおそれがあったため、当該随意契約により対応しました。

8 契約の相手方の選定理由

令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において種目「601 労働者派遣」の細目「A 一般事務」及び「C データ入力」が第1位に登録されており、かつ所在地区分「市内」、企業規模「中小企業」である業者のうちで、当該業者は直近3回の選挙で当課と契約した実績があります。また、前回の第50回衆議院議員総選挙において契約締結から極めて短期間で人材確保を行った実績があり、今回も短期間での人材確保が期待できることや、これまでの経験から派遣スタッフへの教育・指示伝達や迅速に事前調整が行える業者であること等を踏まえ、選定しました。

9 所管課

栄区総務課

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月26日

横浜市契約事務受任者
横浜市栄区長 松永 朋美

- 1 契約の概要
第51回衆議院議員総選挙期日前投票所設営及び撤去業務委託
- 2 履行(納品)場所
栄区役所新館1階及びイトーヨーカドー桂台店2階コミュニティプラザ
- 3 契約日
令和8年1月23日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年1月23日から令和8年3月31日まで
- 5 契約金額
1,265,000円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
TSP東日本株式会社
代表取締役 水澤 秋雄
横浜市港北区新横浜2-18-13
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
衆議院の解散により執行される第51回衆議院議員総選挙は、首相が解散を表明した1月19日から公示日の1月27日まで8日間しかなく、解散から選挙期日までの期間が極めて短期間でした。通常の契約事務手続きをおこなった場合、期日前投票開始までに業者が人員や資材を調達する余裕がなく、適正な選挙事務の執行に重大な支障をきたすおそれがあったため、当該随意契約により対応しました。

8 契約の相手方の選定理由

令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において種目「319 イベント企画運営等」の細目「A イベント企画」が第1位に登録されており、かつ所在地区分「市内」、企業規模「中小企業」である業者のうち、当該業者は過去複数の選挙で当課と契約した実績があります。また、第50回衆議院議員総選挙において契約締結から極めて短期間で器材や人員の手配を行った実績があり、今回も短期間での器材等の調達が期待できること等を踏まえ、選定しました。

9 所管課

栄区総務課

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月26日

横浜市契約事務受任者
横浜市栄区長 松永 朋美

1 契約の概要

第51回衆議院議員総選挙における期日前投票所警備業務委託

2 履行(納品)場所

栄区役所駐車場

3 契約日

令和8年1月28日

4 履行日又は履行期間

令和8年1月28日から令和8年2月7日まで

5 契約金額

403,260円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社国際連邦警備保障

代表取締役 岩野 経人

横浜市旭区東希望が丘228番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

衆議院の解散により執行される第51回衆議院議員総選挙は、衆議院解散から選挙期日までの期間が極めて短期間であり、当該契約を見積合わせに付した場合、契約手続が間に合わないおそれがありました。また、履行業者の準備期間を確保できず、当該選挙の執行に重大な支障が生じるおそれがあったため、当該随意契約により対応しました。

8 契約の相手方の選定理由

令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において種目「302 警備」の細目「A 人的警備」が第1位に登録されており、かつ所在地区分「市内」、企業規模「中小企業」である業者のうちで、当該業者は令和7年の栄区民まつりで栄区地域振興課と契約した実績があり、今回契約の履行場所である栄区役所に隣接した神奈川県警察学校にて警備業務を行った経験から、履行場所周辺の状況を十分に把握しています。そのため、短い準備期間で迅速かつ的確な対応が可能であることから、契約の相手方として選定しました。

9 所管課

栄区総務課

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月26日

横浜市契約事務受任者
栄区長 松永 朋美

1 契約の概要

第51回衆議院議員総選挙に係る選挙公報配布委託

2 履行(納品)場所

横浜市栄区内の指定地域

3 契約日

令和8年1月29日

4 履行日又は履行期間

令和8年1月29日から令和8年2月8日まで

5 契約金額

734,360円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社 弁天堂

代表取締役 内川 孝之

横浜市神奈川区鶴屋町三丁目28-6 カーサブランカビル1F

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

衆議院の解散により執行される第51回衆議院議員総選挙は、衆議院解散から選挙期日までの期間が極めて短期間であり、当該契約を見積合わせに付した場合、契約手続が間に合わないおそれがありました。また、履行业者の準備期間を確保できず、当該選挙の執行に重大な支障が生じるおそれがあったため、当該随意契約により対応しました。

8 契約の相手方の選定理由

当該業者は直近6回の選挙で当課と契約した実績があり、これまでの経験から、当該業務内容を十分に把握しています。そのため、短い準備期間で迅速かつ的確な対応が可能であることから、契約の相手方として選定しました。

9 所管課

栄区総務課

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月26日

横浜市契約事務受任者
栄区長 松永 朋美

1 契約の概要

第51回衆議院議員総選挙における開票所への人材派遣委託

2 履行(納品)場所

横浜市栄スポーツセンター(横浜市栄区桂町279-29)

3 契約日

令和8年1月30日

4 履行日又は履行期間

令和8年1月30日から令和8年2月8日まで

5 契約金額

196,581円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社アーデントスタッフ

代表取締役 石井 大輔

横浜市神奈川区鶴屋町3-32-13第2安田ビル 2階

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

衆議院の解散により執行される第51回衆議院議員総選挙は、衆議院解散から選挙期日までの期間が極めて短期間であり、当該契約を見積合わせに付した場合、契約手続が間に合わないおそれがありました。また、履行业者の準備期間を確保できず、当該選挙の執行に重大な支障が生じるおそれがあったため、当該随意契約により対応しました。

8 契約の相手方の選定理由

当該業者は直近2回の選挙で当課と契約した実績があり、これまでの経験から、当該業務内容を十分に把握しています。そのため、短い準備期間で迅速かつ的確な対応が可能であることから、契約の相手方として選定しました。

9 所管課

栄区総務課

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月26日

横浜市契約事務受任者
栄区長 松永 朋美

1 契約の概要

第51回衆議院議員総選挙にかかる開票所設営及び撤去業務委託

2 履行(納品)場所

横浜市栄スポーツセンター(横浜市栄区桂町279-29)

3 契約日

令和8年1月30日

4 履行日又は履行期間

令和8年1月30日から令和8年3月31日まで

5 契約金額

3,838,780円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社旭広告社

代表取締役 中谷 忠宏

横浜市中区常盤町2-19

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

衆議院の解散により執行される第51回衆議院議員総選挙は、衆議院解散から選挙期日までの期間が極めて短期間であり、当該契約を競争入札に付した場合、契約手続が間に合わないおそれがありました。また、履行业者の準備期間を確保できず、当該選挙の執行に重大な支障が生じるおそれがあったため、当該随意契約により対応しました。

8 契約の相手方の選定理由

当該業者は直近2回の選挙で当課と契約した実績があり、これまでの経験から、当該業務内容を十分に把握しています。そのため、短い準備期間で迅速かつ的確な対応が可能であることから、契約の相手方として選定しました。

9 所管課

栄区総務課

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月26日

横浜市契約事務受任者
栄区長 松永 朋美

1 契約の概要

第51回衆議院議員総選挙における投票所設営業務委託

2 履行(納品)場所

上郷小学校及び千秀センター

3 契約日

令和8年2月3日

4 履行日又は履行期間

令和8年2月7日から令和8年2月9日まで

5 契約金額

741,400円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社旭広告社

代表取締役 中谷 忠宏

横浜市中区常盤町2-19

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

衆議院の解散により執行される第51回衆議院議員総選挙は、衆議院解散から選挙期日までの期間が極めて短期間であり、当該契約を見積合わせに付した場合、契約手続が間に合わないおそれがありました。また、履行業者の準備期間を確保できず、当該選挙の執行に重大な支障が生じるおそれがあったため、当該随意契約により対応しました。

8 契約の相手方の選定理由

当該業者は直近2回の選挙で当課と契約した実績があり、これまでの経験から、当該業務内容を十分に把握しています。そのため、短い準備期間で迅速かつ的確な対応が可能であることから、契約の相手方として選定しました。

9 所管課

栄区総務課

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月26日

横浜市契約事務受任者
栄区長 松永 朋美

1 契約の概要

第51回衆議院議員総選挙における投票所器材運搬業務委託

2 履行(納品)場所

(1)栄区役所(倉庫、会議室等) (2)栄区内各投票所27か所

3 契約日

令和8年2月5日

4 履行日又は履行期間

令和8年2月6日から令和8年2月9日まで

5 契約金額

1,881,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜商工ロジスティクス株式会社

代表取締役 柏倉 繁

横浜市中区太田町5-61-1BRICKS馬車道館6F-B

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

衆議院の解散により執行される第51回衆議院議員総選挙は、衆議院解散から選挙期日までの期間が極めて短期間であり、当該契約を見積合わせに付した場合、契約手続が間に合わないおそれがありました。また、履行業者の準備期間を確保できず、当該選挙の執行に重大な支障が生じるおそれがあったため、当該随意契約により対応しました。

8 契約の相手方の選定理由

当該業者は過去2回の選挙で当課と契約した実績があり、これまでの経験から、当該業務内容を十分に把握しています。そのため、短い準備期間で迅速かつ的確な対応が可能であることから、契約の相手方として選定しました。

9 所管課

栄区総務課

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月26日

横浜市契約事務受任者
栄区長 松永 朋美

1 契約の概要

第51回衆議院議員総選挙における投票所器材レンタル

2 履行(納品)場所

栄区役所選挙管理委員会倉庫前

3 契約日

令和8年1月31日

4 履行日又は履行期間

令和8年2月5日から令和8年2月10日まで

5 契約金額

787,490円

6 契約の相手方(名称及び所在)

オール・レンタル株式会社

代表取締役 朝日 孝臣

横浜市鶴見区東寺尾4-1-1-408

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

衆議院の解散により執行される第51回衆議院議員総選挙は、衆議院解散から選挙期日までの期間が極めて短期間であり、当該契約を見積合わせに付した場合、契約手続が間に合わないおそれがありました。また、履行業者の準備期間を確保できず、当該選挙の執行に重大な支障が生じるおそれがあったため、当該随意契約により対応しました。

8 契約の相手方の選定理由

当該業者は直近 12 回の選挙で当課と契約した実績があり、これまでの経験から、当該業務内容を十分に把握しています。そのため、短い準備期間で迅速かつ的確な対応が可能であることから、契約の相手方として選定しました。

9 所管課

栄区総務課

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月26日

横浜市契約事務受任者
栄区長 松永 朋美

1 契約の概要

第51回衆議院議員総選挙における廃棄物処理業務委託

2 履行(納品)場所

栄区内投票所(28か所)、開票所及び栄区選管倉庫

3 契約日

令和8年2月3日

4 履行日又は履行期間

令和8年2月3日から令和8年3月31日まで

5 契約金額

457,930円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社ダイトーフジテック

代表取締役 藤森 俊明

横浜市金沢区福浦1-15-12

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

衆議院の解散により執行される第51回衆議院議員総選挙は、衆議院解散から選挙期日までの期間が極めて短期間であり、当該契約を見積合わせに付した場合、契約手続が間に合わないおそれがありました。また、履行業者の準備期間を確保できず、当該選挙の執行に重大な支障が生じるおそれがあったため、当該随意契約により対応しました。

8 契約の相手方の選定理由

当該業者は直近7回の選挙で当課と契約した実績があり、これまでの経験から、当該業務内容を十分に把握しています。そのため、短い準備期間で迅速かつ的確な対応が可能であることから、契約の相手方として選定しました。

9 所管課

栄区総務課